

新型コロナウイルスに関する注意喚起

(その41：水際対策強化に係る新たな措置／出国前検査証明の要件緩和)

令和3年3月12日

(ポイント)

- 日本に入国する際の水際措置として、全ての入国者（日本人を含みます。）は出国前72時間以内の検査証明書の提出が求められ、検査証明書を提出できない方は日本への上陸が認められないこととなりました（2021年3月19日以降に入国される方が対象となります）。検査証明書の取得が困難であるなどの場合には、大使館にご相談ください。
- 出国前検査証明のフォーマットが改訂され、認められる検査方法が追加されました。

(本文)

1 水際措置の変更点については、以下をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html (日本語)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000751732.pdf> (English)

2 改訂されたフォーマットについては、以下をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000752504.docx> (日本語)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000752505.docx> (English)

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報をお願いします。

日本に帰国される方におかれましては、日本到着後の待機場所や移動手段について、以下のリンクをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q4-1

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

- スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

- 世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

● 1 1 7 7 番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

● 厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

● 法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

● 外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

+81-(0)3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：http://www.se.emb-japan.go.jp